

平成31年10月～

消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率の対象品目はなんだろう？
帳簿や請求書の記載方法はどう変わるの？
税額はどうやって計算するの？



適格請求書等保存方式ってなんだろう？



よくわかる

消費税

軽減税率制度

- 軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。
- 事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度のポイントを紹介します。
- 平成35年10月1日から導入される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の概要を説明します。
- 事業者の方からのよくある質問に答えます。



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている

（平成30年7月）

和 暦 ・ 西 暦 対 照 表			
平 成	31 年	・ ・ ・	2019 年
平 成	32 年	・ ・ ・	2020 年
平 成	33 年	・ ・ ・	2021 年
平 成	34 年	・ ・ ・	2022 年
平 成	35 年	・ ・ ・	2023 年
平 成	36 年	・ ・ ・	2024 年
平 成	37 年	・ ・ ・	2025 年
平 成	38 年	・ ・ ・	2026 年
平 成	41 年	・ ・ ・	2029 年

軽減税率制度ってなに？



実施時期はいつなの？

平成31年10月1日

(消費税率引上げと同時)

税率はどうなるの？

標準税率 10% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%)

軽減税率 8% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)

軽減税率の対象品目は何？

○ 酒類・外食を除く飲食料品

○ 週2回以上発行される新聞

(定期購読契約に基づくもの)

日々の取引や経理にどのような影響があるの？

日々の業務で対応が必要となること

取扱商品や仕入れ(経費)の適用税率の確認などが必要です。・・・P2

帳簿・請求書等の記載方法

税率を区分して記載するなど、一定の記載事項が加わります。・・・P5
平成35年10月1日からは適格請求書等の交付・保存が必要です。・・・P9

消費税の申告

税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。・・・P7

飲食料品の取扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要となる場合があります！

課税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があれば対応が必要です。

軽減税率の対象品目・・・P3

帳簿及び請求書等の記載と保存・・・P5

消費税額の計算と税額計算の特例・・・P7

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率の対象品目・・・P3

帳簿及び請求書等の記載と保存・・・P5

免税事業者の方に留意していただきたい事項・・・P5



日々の業務で対応が必要となることは？

仕 入 れ（ 経 費 ）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（P 5 参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付する（適格請求書等保存方式における記載事項は、P 10 参照）。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。



免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小企業等の方には支援措置があります（P14）。



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- 必要事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇 領収書		
11/2		
牛肉 8%	5,400 円	
割り箸	2,200 円	
合計	7,600 円	
	(8%対象 5,400 円)	
	(10%対象 2,200 円)	
お預り	8,000 円	
お 釣	400 円	

※ 区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

POINT



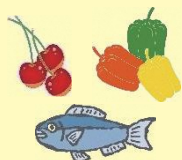
- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する。
- 軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認する。
- 売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

軽減税率の対象品目①

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡です。

軽減税率の対象品目

飲 食 料 品



飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

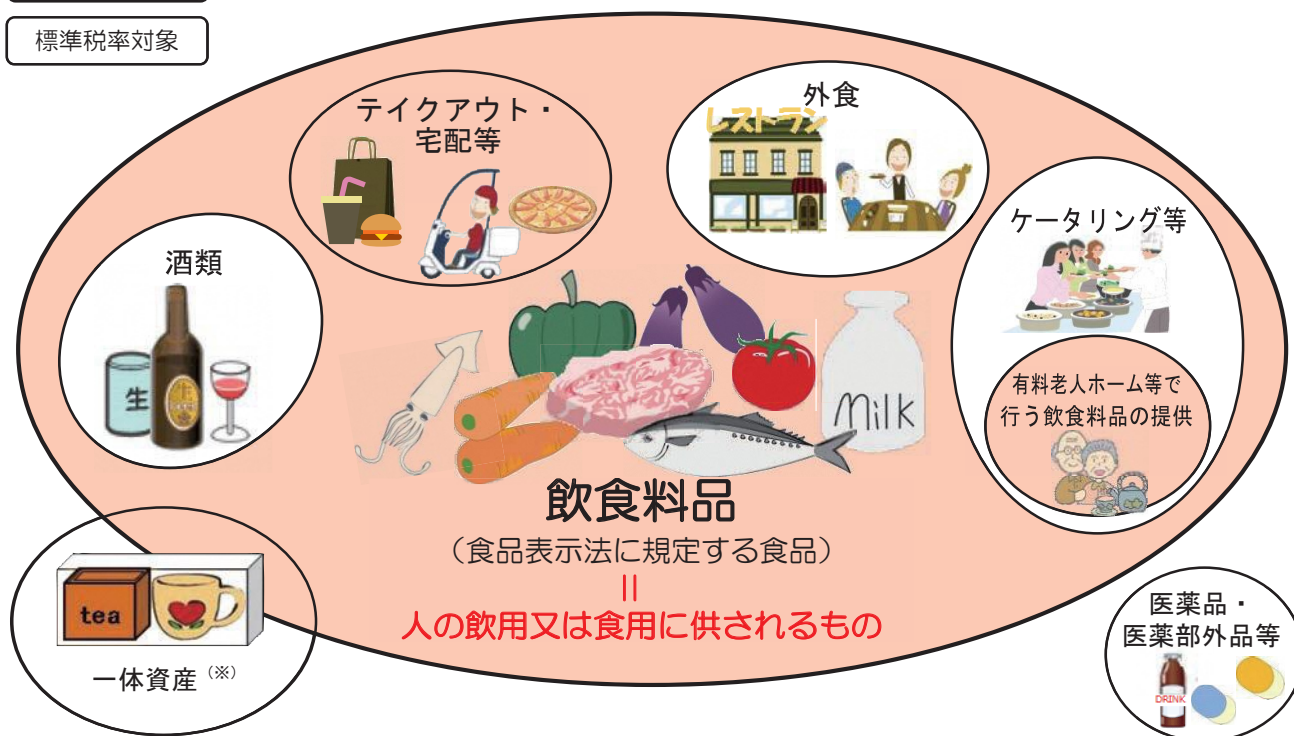
新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます（詳しくは4ページ参照）。

Q

飲食料品を販売する際に使用する容器は、どうなるの？

A

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。

※ 包装材料等の仕入れは、軽減税率の対象となる課税仕入れには該当しません。



おしえて軽減税率
Q & A

軽減税率の対象品目②

一体資産の取扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子（右図参照）のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

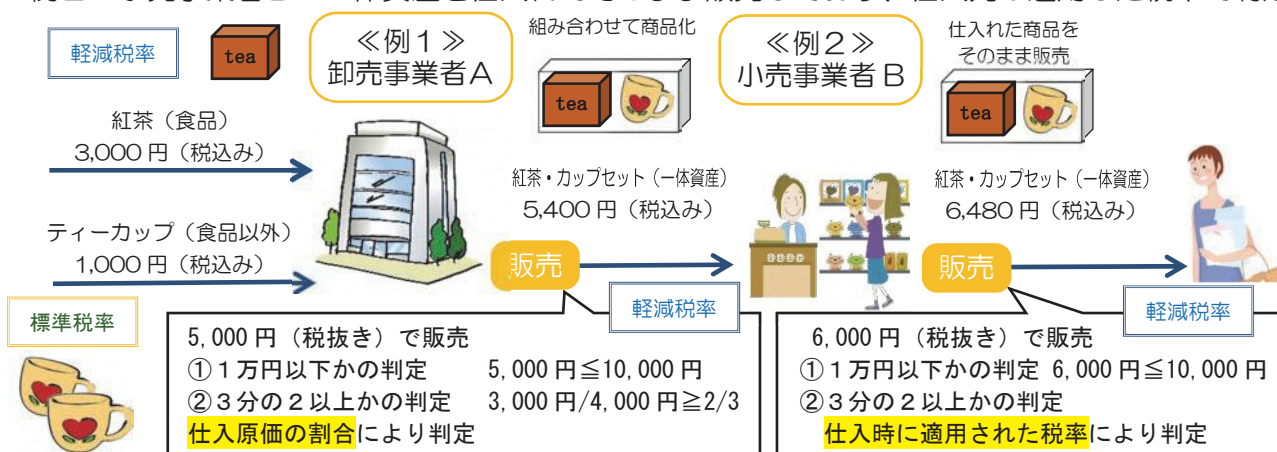


「食品の価額の占める割合」の具体例

事業者の販売する商品や販売実態等に応じて、例えば、次の《例1》・《例2》のように事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

《例1》卸売事業者A：一体資産の販売に係る原価のうち食品の原価の占める割合で判定

《例2》小売事業者B：一体資産を仕入れてそのまま販売しており、仕入先が適用した税率で判定



外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

※ テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

外食とは… 飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

標準税率

テイクアウトは…

軽減税率

飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象

※「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

ケータリング等とは… 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

標準税率

出前・宅配は…

軽減税率

出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象



軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、**飲食料品を提供する時点**（取引を行う時点）で行うこととなります。

帳簿及び請求書等の記載と保存 (平成31年10月1日～平成35年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

○ 仕入税額控除の要件（平成31年10月1日～平成35年9月30日）

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《現行の請求書等と区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】 (注1)	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え)(注2) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に
⑥、⑦の記載がないときは・・・

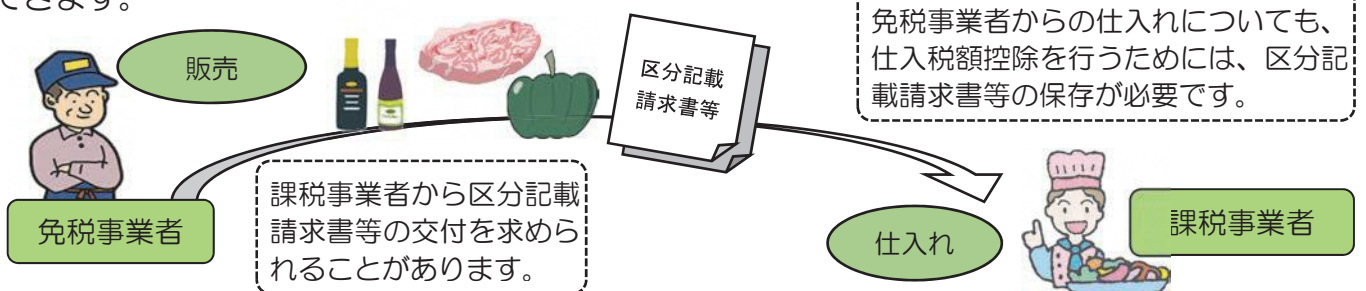


「⑥軽減税率の対象品目である旨」と「⑦税率ごとに合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

免税事業者の方に留意していただきたい事項

免税事業者の方であっても、課税事業者に軽減税率の適用となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、免税事業者の方も、軽減税率対策補助金（P14 参照）による支援措置を受けることができます。



○ 帳簿と請求書の記載例

請求書

(株)〇〇御中

XX年11月2日

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
⋮	
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

(株)△△

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに合計した対価の額

税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載する。

請求書には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小規模の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば差し支えありません。

総勘定元帳（仕入れ） (株)〇〇			
XX年		摘要	
月	日		
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600
⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳（売上げ） (株)△△			
XX年		摘要	
月	日		
11	2	(株)〇〇 雑貨	22,000
11	2	(株)〇〇 食料品 ※	21,600
⋮	⋮	⋮	⋮

※は軽減税率対象品目

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

おしえて軽減税率 Q&A

Q

軽減税率制度の実施後も、1か月分の取引をまとめた請求書の保存でも仕入税額控除の要件を満たしますか？

A

1か月分の取引をまとめた請求書と日々の取引内容について記載された納品書等との相互の関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で記載事項（軽減税率対象品目である旨等）を満たす場合には、これらの書類をまとめて保存することで仕入税額控除の請求書等の保存要件を満たします（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。

消費税額の計算と税額計算の特例

○ 軽減税率制度実施後の税額計算

軽減税率制度実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は現行と変わりません（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。

《 税 額 計 算 の イ メ ー ジ 》

税額は、税率ごとの計算が必要なんだね。



$$\begin{aligned} \text{売上税額} &= \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{10}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{8}{108} \right) \\ \text{仕入税額} &= \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} \right) \end{aligned}$$

○ 中小事業者の方の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される平成31年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^(注1)に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

(注1) 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

売上税額の計算の特例のポイント

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

- ・平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間において、
- ・売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして売上税額を計算することができます。

① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者^(注2)

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業に係る課税仕入れ（税込み）

仕入れを税率ごとに管理できれば売上税額が計算できるんだ。

(注2) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者

軽減売上割合

通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）

通常の連続した10日間の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額が計算できるんだ。

③ ①・②の割合の計算が困難な中小事業者

50

100

主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象なんだ。

おしえて軽減税率
Q&A



税額計算の特例を使える「困難な事情」とはどのような場合をいいますか。



「困難な事情」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げ又は仕入れにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の事情をいいますので、その理由は問いません。

仕入税額の計算の特例のポイント

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

- ① 仕入れの一定割合を軽減税率の対象仕入れとして、仕入税額を計算することができます（平成31年10月1日から平成32年9月30日を含む課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限ります。）。）
- ② 簡易課税制度の届出の特例を適用することができます。
（平成31年10月1日から平成32年9月30日までの日を含む課税期間）

- ① 売上げを税率ごとに管理できる
卸売業・小売業を営む中小事業者（注1）

小売等軽減売上割合

卸売業・小売業に係る
軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）
卸売業・小売業に係る
課税売上げ（税込み）

売上げを税率ごとに管理できれば仕入税額を計算できるんだ（注2）。



（注1）簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

（注2）売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。

- ② ①の特例を適用する事業者以外の
中小事業者

簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です（注3）。

（参考）特例を適用する場合の消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能です。

売上げや仕入れを税率ごとに管理できない場合は、簡易課税制度を適用して、仕入税額を計算できるんだ。



（注3）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前までに消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要です。



税額計算の特例は、課税期間ごとに選択することができます。

ただし、簡易課税制度の特例を選択した場合は、2年間継続して適用した後でなければ、その適用をやめることはできません。

○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し

簡易課税制度における「農林水産業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分が第三種事業から第二種事業へ見直され、みなし仕入率は、現行の70%から80%へ引き上げられます。

なお、平成31年10月1日以後に行う取引から適用されます。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入 （平成 35 年 10 月 1 日～）

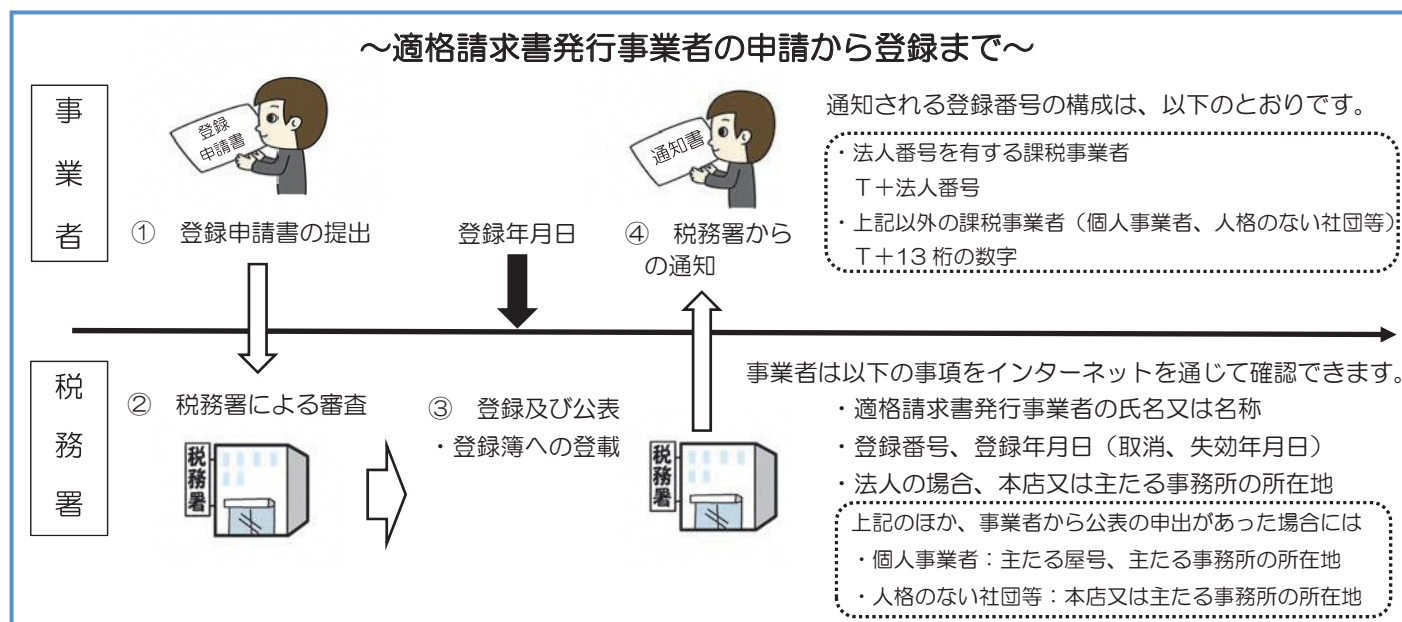
平成 35 年 10 月 1 日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

○ 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

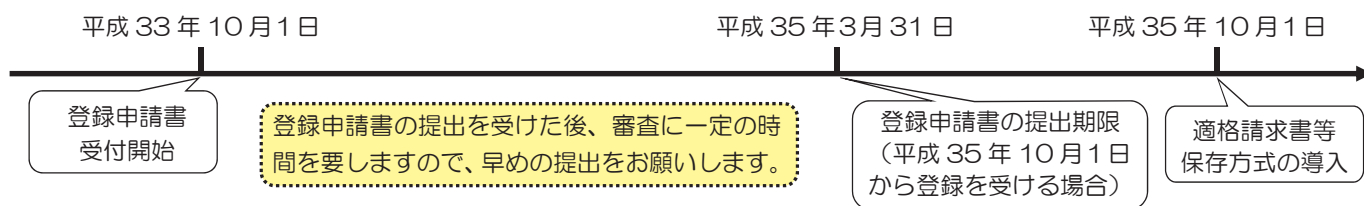
○ 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



《登録申請のスケジュール》

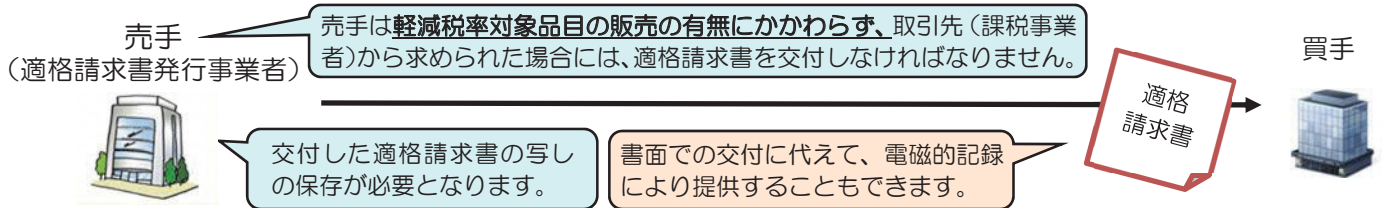
登録申請書は、平成 33 年 10 月 1 日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される平成 35 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、原則として、平成 35 年 3 月 31 日まで（ただし、困難な事情がある場合には、平成 35 年 9 月 30 日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

○ 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。



- （注）1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
- 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
- （1）適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
- （2）適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

（1）適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。

請求書

△△商事(株)

登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年 11月 30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

適用税率及び消費税額等の記載

※ 軽減税率対象

スーパー○○

東京都.....

登録番号 T12345...

××年3月1日

領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額等		(内消費税額 ¥24)
		(内消費税額 ¥50)
お預り	¥1,000	
お釣	¥126	

※ 軽減税率対象

※ 両方記載することも可能

おしえて軽減税率 Q&A

Q

適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。

A

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。
適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、適格請求書に該当します。

(2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

《適格請求書の交付方法の特例の具体例：委託販売》

委託者は受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。

委託者
(適格請求書発行事業者)



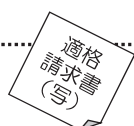
販売委託

受託者（媒介者）
(適格請求書発行事業者)



商品の販売

買手



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えないものとされます。）。

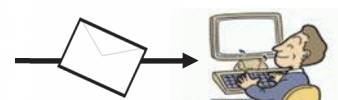
《適格請求書に係る電磁的記録による提供及び保存方法》

- 適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、例えば、以下の方法があります。

- ① E D I 取引における電子データの提供
- ② 電子メールによる電子データの提供
- ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供



メールによる提供



電磁的記録による保存

- 提供した電磁的記録の具体的な保存方法として、タイムスタンプを付す、又は訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定を定めるといった措置が必要になります。

なお、税務署長の承認を受ける必要はありません。

- また、保存の際には、システム仕様書等の備付けを行い、電磁的記録を速やかに出力できるようにし、取引年月日等を検索条件として設定できるようにするなど一定の要件を満たす必要があります。

- 買手も仕入税額控除のために提供を受けた電磁的記録を保存する必要がありますが、その保存方法は売手の保存方法と同様です。

また、電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面で保存することも認められます。

○ 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（以下(3)参照）を除き一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式のときと変わらないんだね！



（１）帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、P 5の区分記載請求書等保存方式の記載事項と同様です。

（２）請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（P 11（2）②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

（３）帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP 11（2）①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注） 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

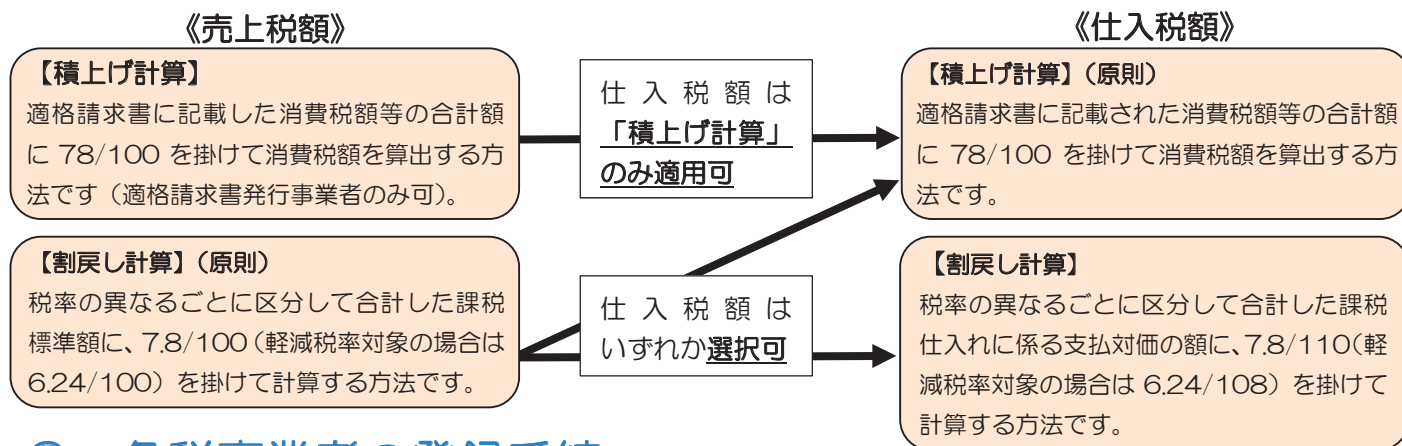
○ 税額計算の方法

平成 35 年 10 月 1 日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。



○ 免税事業者の登録手続

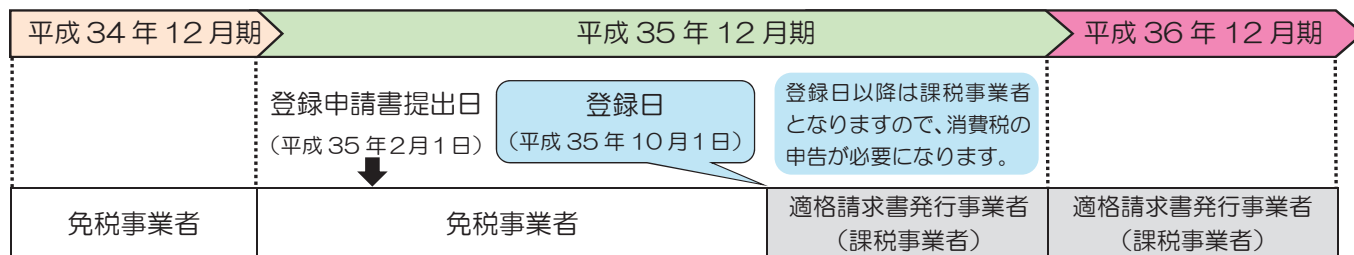
免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、平成 35 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

1 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の場合（経過措置の適用がある場合）

（例）12 月決算の法人で、平成 35 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となる場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

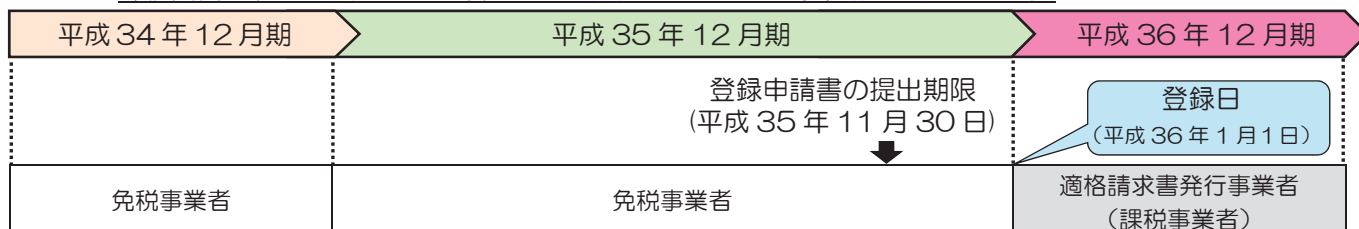
また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



2 登録日が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

（例）12 月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である平成 36 年 1 月 1 日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して 1 月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



軽減税率対策補助金

軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際^{（注）}に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

（注）リースによる導入も補助対象となります。

軽減税率制度に対応するためのレジや受発注システムの改修費用は、一般的に修繕費として処理できます。



○ 軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2／3 ③ タブレット等の汎用機器：1／2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、新たに商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	平成31年12月16日までに交付申請書を提出 ※ 平成31年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI／EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補助率	2／3
補助額上限	① 小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ② 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③ 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※ 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1／2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	① システム改修等の場合：平成31年6月28日までに交付申請書を提出。 交付決定を受けた後、平成31年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。平成31年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：平成31年12月16日までに交付申請書を提出（平成31年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金等の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合わせください。

URL <http://kzt-hojo.jp>

専用ダイヤル 0570-081-222

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

軽減税率制度実施後の価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

軽減税率制度実施後は、例えばイートインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

【イートインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
① 持ち帰り と 店内飲食 両方の税込価格を表示 	② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか一方のみの税込価格を表示 	③ 持ち帰り と 店内飲食を 同一の税込価格で表示 

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）

（参考）税抜価格による表示

➤ 平成33年3月31日までは、誤認防止措置を講じている場合に限り税抜価格による表示も認められます。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル 0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、**ガイドンスに沿って「3」を押す**（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方（**ガイドンスに沿って「2」を押してください。**）は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度に関する詳しい情報については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しております。説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しています。

QRコードから
特設サイトへ



消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置され、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せのほか、軽減税率制度の概要に関する問合せを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。 **URL** <http://www.tenkasoudan.go.jp>